

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律案」によって実現を目指す政策群

## 従来の主な政策

### 児童福祉法

- 適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を基本原理として規定（H28年改正）
- 障害児や社会的養育を必要とする児童への支援を含めた、基本的な児童福祉施設や事業
- 支援を要する妊婦等を把握した医療機関の市町村への情報提供（H28年改正）

### 母子保健法

- 母性及び乳幼児の健康の保持・増進を図るための、健診、保健指導等の基本的な母子保健事業
- 母子保健に関する施策が児童虐待の発生予防、早期発見に資することに留意（H28年改正）
- 市町村は、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の設置に努める（H28年改正）

### 健やか親子21

- 母子保健分野の国民運動
- 地域間での健康格差や、個人や家庭状況の違い等の多様性を認識した母子保健サービスの展開等を目標に10年後に達成すべき指標を設定して関連の取組みを推進

### 児童虐待防止法

- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者に対する、市町村又は児童相談所等への通告義務
- 児童虐待を受けた者の教育の改善・充実、自立支援のための施策の実施

子ども・若者育成支援推進法

○子ども・若者育成支援の総合的推進等

# 成育基本法

(略称)

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、妊娠期からの切れ目のない支援を受けながら、その心身の健やかな成育の確保を行うため、従来の主な政策、今後期待される政策を連携させ、理念をもって包括的な前進を期するため、以下の項目を規定。

施策間の連携促進

- 国、地方公共団体、保護者、医療その他の関係者の責務：子どもの健やかな成育、妊産婦の健康の保持・増進への寄与など
- 法制/財政上の措置等
- 基本的施策
  - 成育過程にある者・妊産婦の医療
  - 成育過程にある者・妊産婦の保健
  - 成育過程における心身の健康等に関する教育・普及啓発
  - 予防接種等に関する記録の収集等の体制整備
  - 成育過程にある者の死亡の原因に関する情報の収集等に関する体制整備
  - 調査研究など
- 成育医療等基本方針の策定（閣議決定・公表・最低6年ごとの見直し）と評価・公表

理念法による後押し

## 今後期待される政策

### 普及・啓発促進強化

- 心身の健康に関する教育の充実
- 科学的知見に基づく愛着形成の促進
- 子育ての孤立を防ぐ母親以外の養育者の育児参画
- 母子健康手帳の国際的な普及

### 医療・保健支援強化

- 妊産婦のメンタルヘルスに関する支援
- 周産期母子健診事業・保健指導の充実
- 子育て世代包括支援センターの充実
- 新生児難聴や医療的ケア児への支援
- 思春期の医療・保健に関する支援

### 就学前後の切れ目のない健康増進体制支援強化

- （乳幼児期・学童期の）就学前後の切れ目のない健康増進支援体制強化
- 乳幼児健診、学校健診、予防接種等に関する記録の収集、管理、活用等

### 「防げる死」を防ぐ体制整備と支援強化

- 児童虐待の発生予防・早期発見の促進
- 成育過程にある者の死亡の原因に関する記録の収集、管理、活用等の体制整備

(検討事項)

- 総合的に推進するための行政組織等の在り方